

平成22年度税制改正（地方税）要望事項

（ 新設 ・ 拡充 ・ 延長 ・ その他 ）

No	11	府省庁名	国土交通省
対象税目	個人住民税 <u>法人住民税</u> <u>事業税</u> 事業税(外形) 不動産取得税 固定資産税 事業所税 その他()		
要望項目名	SPCの導管性要件の一部見直し		
要望内容(概要)	<ul style="list-style-type: none"> ・ 特例措置の対象（支援措置を必要とする制度の概要） 特定目的会社（以下「SPC」という）については、一定の要件（導管性要件）を満たす場合、法人税の計算上、当該法人が支払う配当金を損金算入することが認められている。 ・ 特例措置の内容 SPCの導管性要件である当該SPCが発行する特定社債の国内50%超募集の要件を見直すこと 		
関係条文	<p>地方税法第53条、第72条の23、第321条の8 地方税法施行令第7条第14項、租税特別措置法第67条の14、租税特別措置法施行令第39条の32の2</p>		
要望理由	<p>現行制度においては、SPCの導管性要件の一つに当該SPCが発行する特定社債が国内で50%超募集されていることが規定されており、海外投資家のSPCへの投資が制限されている。不動産証券化市場に係る資金の調達方法を多様化し、当該市場への資金供給に厚みを持たせる観点から、特定社債への海外投資家の制限の見直しを行うことが必要である。</p>		
減収見込額	(初年度)	—	(平年度) — (単位：百万円)
地方税以外の措置	既存	・ 国税 —	・ 融資、補助金その他 —
	22年度の望	・ 国税 本件と同様の要望を行っている。(連動)	・ 融資、補助金その他 —
過去の要望経緯	平成21年度要望において90%超配当支払要件等の拡充が行われた。		
本要望に対応する縮減案	—		